

# 企業版ふるさと納税を活用したまちづくり中核拠点整備費補助金

## 1. 概要

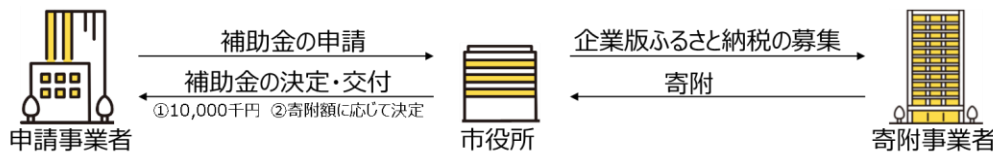
- 地域における魅力やにぎわいの中核となる拠点施設の整備を行う事業者を支援する制度を創設します。
- 国の地方創生応援税制である企業版ふるさと納税を活用しながら、「一般補助金」と「企業版ふるさと納税活用型補助金」の2種類の補助金を交付します。
- 本補助金等を通じて、中核拠点の整備を促進し、回遊性向上や周辺への波及効果を高めることで、活力あるまちづくりを推進します。

### 企業版ふるさと納税とは

国が認定した地方再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合法人関係税から税額控除（最大9割）される仕組みです。

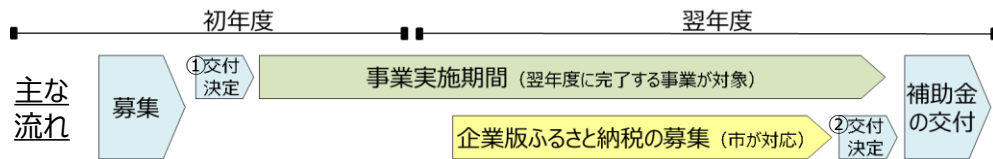


## 2. 補助スキーム



**補助率・上限**

- ①一般補助金：10,000千円（自己負担額 10,000千円）
- ②企業版ふるさと納税活用型補助金：企業版ふるさと納税の寄附額に応じて交付金額を決定・上限額「補助対象経費 - 20,000千円」



## 3. 条件

### 対象事業（中核拠点の要件）

#### ①地域の魅力向上に資する拠点

地域の歴史や文化、伝統、産業などの個性を活かした拠点であること

#### ③周辺の回遊性向上に資する拠点

近隣の商工業団体や事業者など、複数の活動主体との連携・協力体制を構築して行う事業であること

#### ②地域のにぎわい創出に資する拠点

補助対象経費が1億円以上で、かつ補助対象部分の延床面積が300㎡以上の拠点であり、需要や人流を生む集客力のある拠点であること

#### ④周辺への波及効果をもたらす拠点

イベントの開催、地域住民や事業者間の交流を生む場づくり、地域の歴史・文化等の継承につながる情報発信等、まちづくりへの新たな取組を創出する仕組みづくり（ソフト事業）が実施される事業であること

※事業実施期間について、初めの交付決定の翌年度に完了する事業が対象です。

### 補助対象者（次のいずれかに該当）

- **まちづくり法人**  
定款において、まちづくりが目的又は事業として挙げられている法人
- **まちづくり関連法人**  
過去の取組内容や事業計画から、当該地区のまちづくりや商業活性化の担い手として事業に取り組むことができると認められる中小企業者又は団体
- **補助対象事業を実施することを目的に設立された法人**
- **その他の対象者**  
上記に類する者のうち、市長が特に必要と認めた者

### 対象エリア（次のいずれかに該当）

- 倉敷美観地区又は町並み保存地区（既存建物を活用した事業に限る）
- 都市機能誘導区域